

令和6年度盛岡市スマート農業導入促進事業の概要

盛岡市は、農作業の効率化と生産性の向上を図るため、新たにスマート農業を導入しようとする農業者を支援します。

■ 事業の内容

メニュー	内容
農業用ドローンの購入経費の補助	農業用ドローンの購入経費の2分の1を補助。1台当たりの補助上限60万円。申請は1農業者につき2台まで。
オペレーター講習の受講経費の補助	農業用ドローンのオペレーター講習受講料の2分の1を補助。受講者1人当たりの補助上限15万円。申請は1農業者につき2人分まで。
遠隔操作等草刈機の購入経費の補助	遠隔操作等草刈機の購入経費の2分の1を補助。1台当たりの補助上限60万円。申請は1農業者につき2台まで。
スマート農業機器等の購入経費の補助	農林水産省が平成30年8月に公表したスマート農業技術カタログ※に記載のある技術を用いている機器等の購入経費の2分の1を補助。1台当たりの補助上限50万円。申請は1農業者につき1台まで(同一機器の場合は2台)。

※https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html

(農林水産省HPホーム>キーワード スマート農業>7.技術・製品・サービスの紹介「スマート農業技術カタログ」)

注) 1 補助対象となるオペレーター講習は、航空局ホームページに掲載されている「無人航空機の講習団体及び管理団体」又は国土交通省ホームページに掲載されている登録講習機関が実施する講習に限る。

2 遠隔操作等草刈機とは、草刈りを遠隔操作により又は自動的に行う機械であって、農地に用いるものをいう。

3 スマート農業機器等は、ソフトウェア、情報通信機器、その他農業経営以外への汎用性が高いものを除く。

■ 申請できる対象者

目標地図に位置付けられた者又は位置付けられることが確実であると市長が認めた者(地域計画が策定されていない地域にあっては、地域農業マスタープランにおいて、中心経営体として位置づけられている者又は中心経営体に準ずる者と市長が認めた者)で、市税の滞納がない者。

事業を活用した場合は、事業実施年度から3年間、毎年、報告書を作成・提出していただきます。

■ スケジュール

ステップ① 事前申請

農政課で申請を受け付けます。その際、要件の確認や事業計画について伺いますので、要望調査票、見積書、カタログ(機械購入の場合)、経営面積がわかる書類、直近の決算資料を持参していただきます。

事業の活用を考えていらっしゃる方は、必ず事前申請を行ってください。

【申請の期間】令和6年5月15日(水)午後5時まで

ステップ② 本申請

事前申請の内容を受け、本申請を行っていただきます。

ステップ③ 交付決定

申請内容を審査し、交付を決定します。予算の都合上、採択とならない場合がございます。

ステップ④ 事業の実施～完了

市からの補助金交付決定後、事業の着手(機械の購入、講習の受講)が可能になります。

事業が完了した後、適切に事業が実施されたことを確認でき次第、補助金を交付します。